

改正

平成20年3月6日教委規則第8号

庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例（平成17年条例第100号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市民に開放する学校の体育施設（以下「開放施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、開放施設（休校中のものを除く。）の管理を所属学校の長（以下「校長」という。）に委任する。

2 この規則において休校中の開放施設は、「校長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(使用者の範囲)

第3条 開放施設（学校プールを除く。）を使用できる団体等は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ団体及びスポーツクラブ
- (2) 青少年団体及び青少年に関係ある団体
- (3) その他教育委員会が適当と認めた団体

(使用の申請)

第4条 開放施設（学校プールを除く。）を使用しようとする者は、使用申請書（様式第1号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、開放施設の管理運営に支障がないと認めたときは、使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付する。

(申請書の受付期間)

第5条 前条第1項に定める申請書の受付期間は、使用期日の3か月前から7日前までとする。ただし、校長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用の中止又は変更)

第6条 第4条第2項に定める使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用中を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を校長に届け出て、許可を受

けなければならない。

(使用料の減免)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項に定める減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、減免決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第10条に規定する特別な理由及び減免の額は、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第8条 団体等の責任者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用中の施設の管理について責任を負うこと。

(2) 使用中に施設を破損したときは、速やかに校長へ報告し、原状に復すること。

(3) 使用時間を遵守すること。

(4) 使用許可を受けている施設以外に立ち入らないこと。

(5) 使用後は、必ず清掃すること。

(6) 火気に注意し、喫煙しないこと。

(7) 使用日誌に該当事項を記入すること。

(8) その他校長の指示に従うこと。

2 校長は、前項の規定に違反した団体等があったときは、使用許可を取り消し、当該団体等に対し、以後の使用許可をしないことができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月6日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に改正前の規則により施設の使用許可をされたものについては、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

使用料減免の特別な理由	減免の額
1 市体育協会又は市内全域を対象とする公共的団体が入場料を徴収せず実施する大会	全額免除
2 支部体育協会が全地区民を対象に入場料を徴収せず実施する大会	
3 地域活動団体（自治振興区、青年会、子ども会、女性会、老人会等）が公益的活動で使用する場合	
4 使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている者 (4) 精神障害の状態に関する証明書の交付を受けている者 (5) 前各号に掲げる者の介添者	
5 地区体育協会が全地区民を対象に入場料を徴収せず実施する大会	
6 市体育協会へ加盟の競技団体が入場料を徴収せず実施する大会	
7 市内のスポーツ少年団又は中学生以下の児童・生徒で構成し、規約等が整備された少年スポーツ団体が使用する場合	
8 市又は教育委員会が後援する行事	
9 その他、教育委員会が公益上必要と認める場合	その都度決定

様式（省略）